

平成24年度

福岡県土地利用基本計画の変更（案）について

**別紙様式**  
**変更内容説明書**

**1 五地域区分の変更概要**

**(1) 総括表**

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①)/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④):(②-③)	面積(ha) (⑤):(①+④)	割合(%) (⑥):(⑤)/県土面積)
都市地域(a)	288,773	58.0%	3,298		3,298	292,071	58.7%
農業地域(b)	240,441	48.3%			0	240,441	48.3%
森林地域(c)	225,132	45.2%		25	△ 25	225,107	45.2%
自然公園地域(d)	88,796	17.8%			0	88,796	17.8%
自然保全地域(e)	135	0.0%			0	135	0.0%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	843,277	169.4%	3,298	25	3,273	846,550	170.0%
白地地域	3,118	0.6%			0	3,118	0.6%
県土面積	497,851	100.0%			0	497,851	100.0%

注1:県土面積は、平成23年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2:五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

**【記載上の注意事項】**

- 1)「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2)「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3)「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4)「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5)「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

## (2) 変更地域別概要

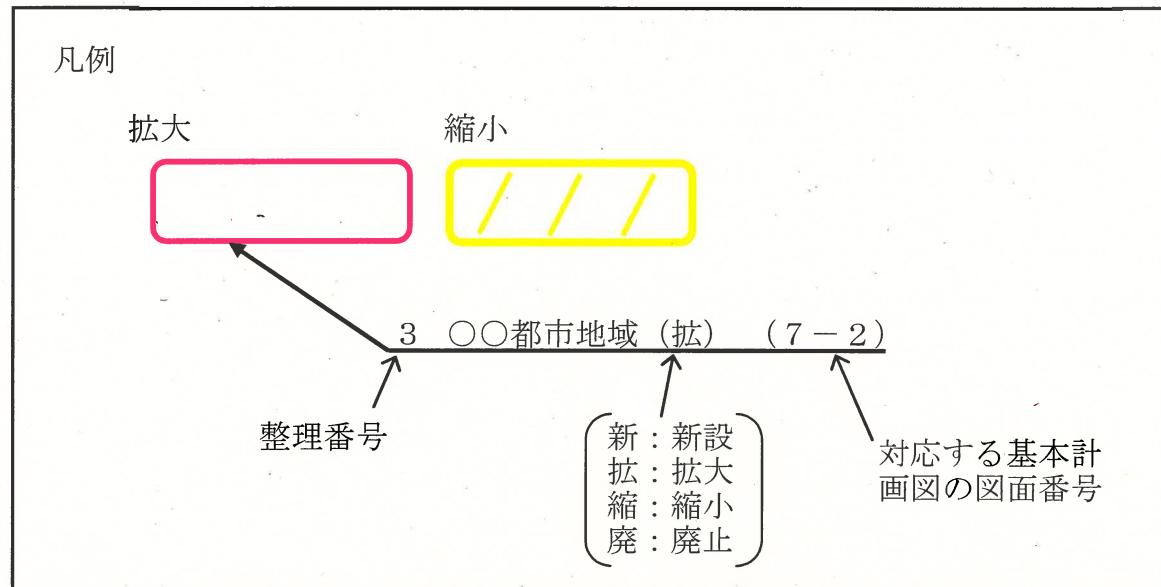
整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況					
					他地域との重複		細区分の指定状況										
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	名称	面積	名称	面積									
1	宗像都市地域 (7-2)	宗像市	3,291		公 森 農	500 1,370 2,420	公特 民林 国林 保安 農用	500 1,044 2 324 457	農用地 森林 水面等 道路 宅地 その他	759 1,710 121 161 211 329	旧玄海町地域(都市計画区域外)では、各所で土地利用の転換が行われ、スプロール化の進行が懸念されている。平成22年3月に準都市計画区域の設定を行い規制を行ったが、制度自体が比較的緩やかな規制・誘導制度であるため、今後の計画的なまちづくりの進行が危惧されている。また、旧玄海町と旧宗像市とは連続した地形であり、生活圏の繋がりが大きいことから、ひとつの都市計画でまちづくりを一体的に進めることができることを望ましいため、旧玄海町地域を都市計画区域に編入するもの。						
2	芦屋都市地域 (7-2)	芦屋町	7						その他	7	砂が堆積し砂浜となっており、その砂浜部分を芦屋町の土地(現在は海と同様、国有地扱い)とするため、地方自治法に基づく新たな土地が生じた旨の告示を行うもの。芦屋町は全域を都市計画区域として指定しており、地方自治法の告示と同時に都市計画区域が拡大されることから、基本計画上の都市地域の拡大を行うもの。	地方自治法 第9条の5第1項に基づく告示 平成24年12月19日					
3	久山森林地域 (7-2)	久山町		1	都	1 調整		1	森林 宅地	0 1	他用途転用により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (工場、事業所の建設)	福岡地域森林計画の発効 (平成27年度)	平成23年4月 開発許可				
4	春日森林地域 (7-2)	春日市		5	都	5 調整		5	森林 道路 宅地	1 1 2	他用途転用により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (住宅団地、宿泊施設及び事業場用地の造成)	福岡地域森林計画の発効 (平成27年度)	平成21年8月 開発許可				
5	福岡森林地域 (7-1)	福岡市		2	都	2 調整		2	森林 その他	1 1	他用途転用により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (運動場の造成)	福岡地域森林計画の発効 (平成27年度)	平成16年10月 開発許可				
6	北九州森林地域 (7-6)	北九州市		1	都 農	1 調整 1		1	森林 宅地	0 1	他用途転用により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (介護老人福祉施設用地の造成)	遠賀川地域森林計画の発効 (平成29年度)	平成23年4月 開発許可				
7	田川森林地域 (7-5)	田川市		16	都	16			森林 宅地 その他	1 14 1	他用途転用により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。 (住宅団地の造成)	遠賀川地域森林計画の発効 (平成29年度)	平成10年3月 開発許可				
合 計			3,298	25													

#### 【記載上の注意事項】

- 1)「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2)「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3)「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4)「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5)「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6)「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7)「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8)「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書き併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 9)「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10)「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

## 2 計画図(変更区域・変更位置図)

- (1) 変更区域図・・・・・・別紙のとおり
- (2) 変更位置図・・・・・・別紙のとおり

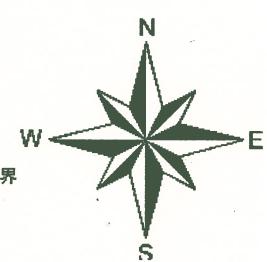


# 变更区域図 1

## 1 宗像都市地域(拡)(7-2)

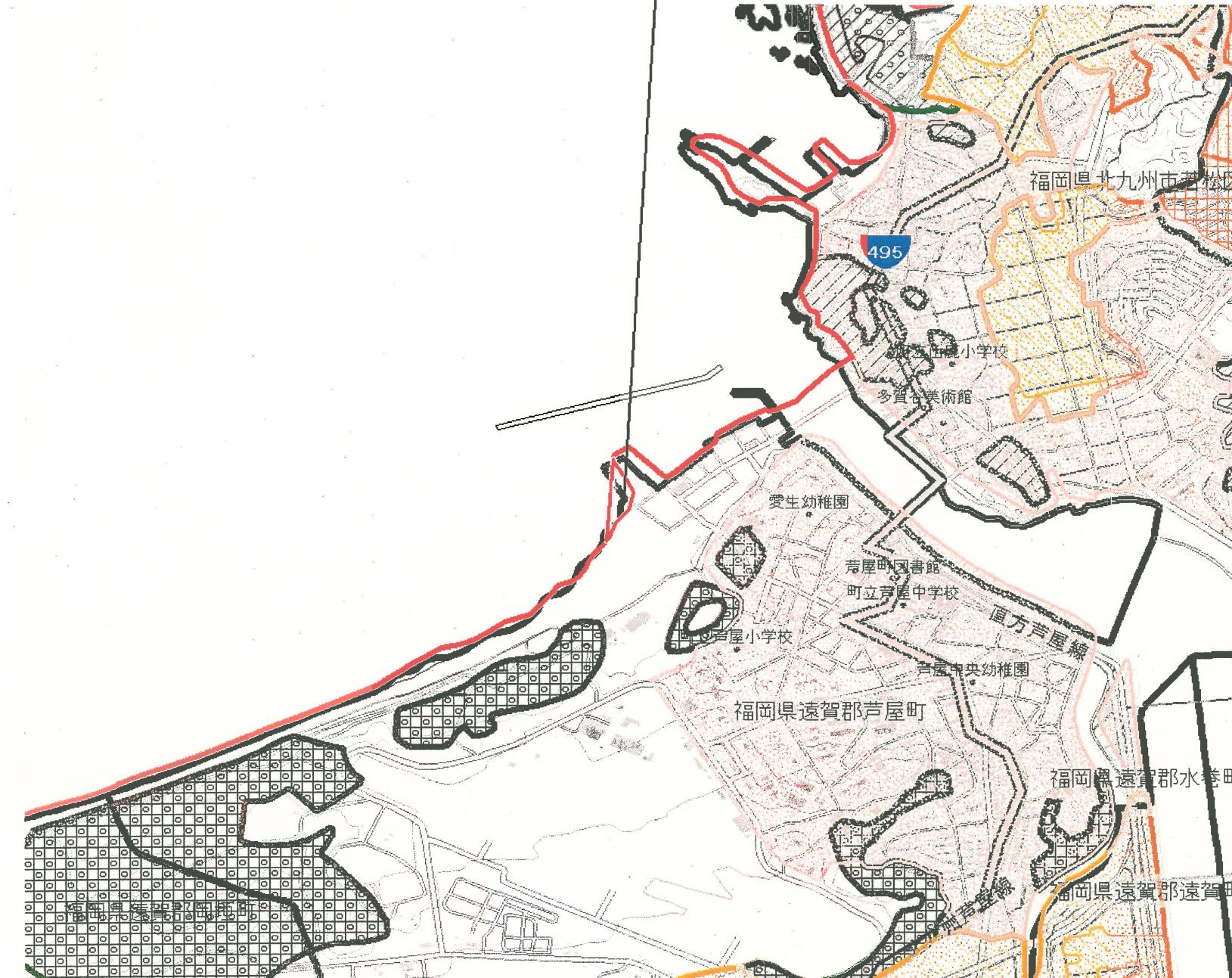


	拡大(面)
	縮小(面)
	都市地域
	市街化区域
	市街化調整区域
	その他の用途地域
	農業地域
	農用地区域
	森林地域
	国有林
	地域森林計画対象民有林
	保安林
	自然公園地域
	特別地域
	特別保護地区
	自然保全地域
	原生自然環境保全地域
	特別地区
	行政区画
	都道府県界
	都市・東京都の区界
	町村・指定都市の区界
	不明
	空港
	港湾
	新幹線
	JR在来線
	その他鉄道
	高速道路
	一般国道
	主要地方道
	河川
	湖沼
	海岸線
	福岡県行政界



# 変更区域図 2

2 芦屋都市地域(拡) (7-2)

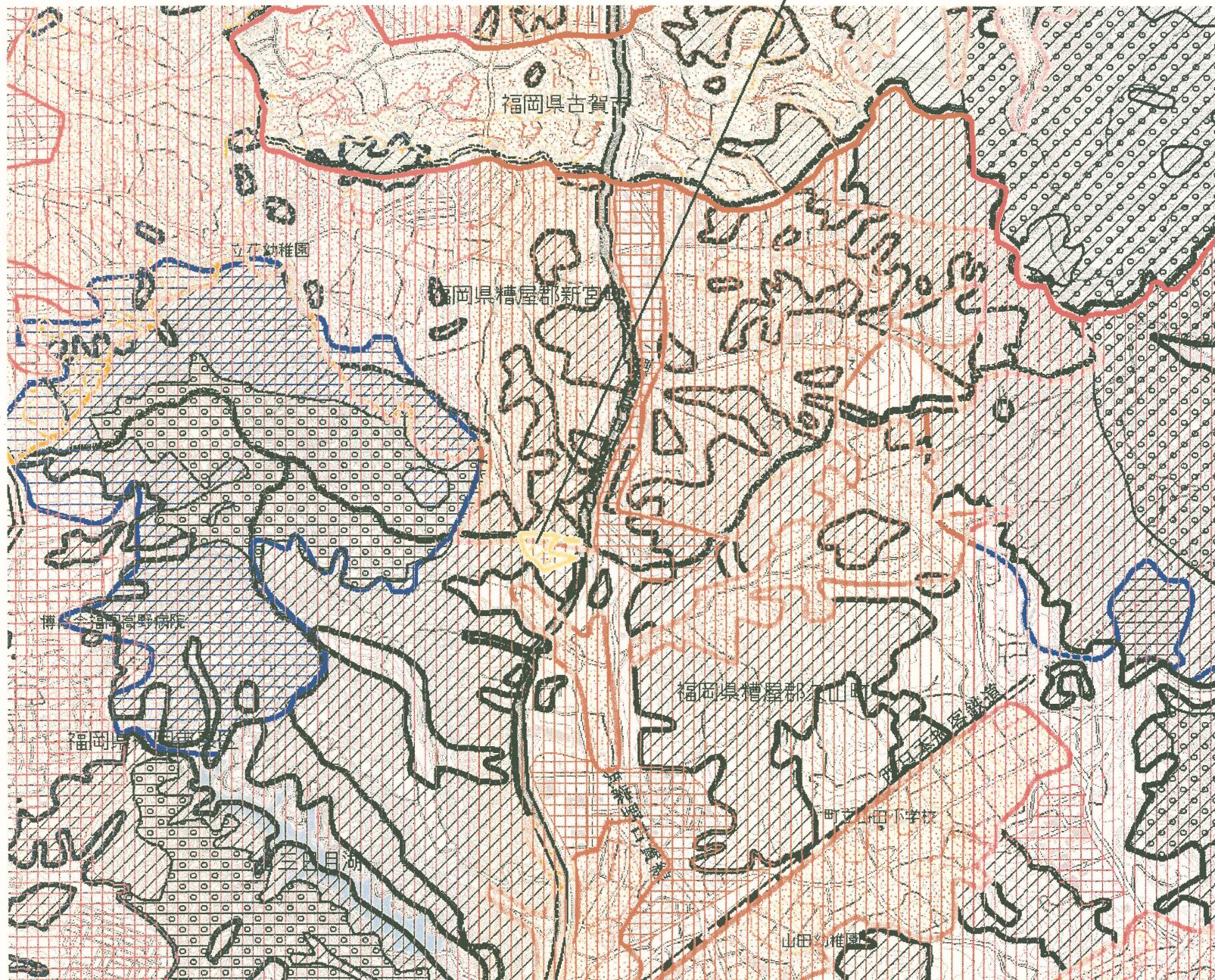


拡大(面)
縮小(面)
都市地域
市街化区域
市街化調整区域
その他の用途地域
農業地域
農用地区域
森林地域
国有林
地域森林計画対象民有林
保安林
自然公園地域
特別地域
特別保護地区
自然保全地域
原生自然環境保全地域
特別地区
行政区画
都道府県界
都市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
不明
空港
港湾
公共施設(建物)
公共施設(その他)
公共施設(国の機関)
公共施設(地方公団体)
公共施設(厚生機関)
公共施設(学校)
公共施設(病院)
高速道路
一般国道
主要地方道
駅名
鉄道
建築物
鉄道(その他)
鉄道(トンネル内の鉄道)
道路(その他)
道路(トンネル内の道路)
水路線
等高線
海岸線
湖沼
福岡県行政界

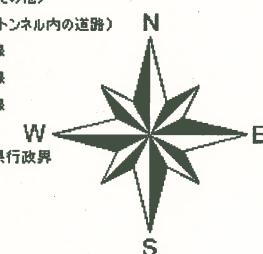


# 変更区域図 3

## 5 久山森林地域(縮) (7-2)

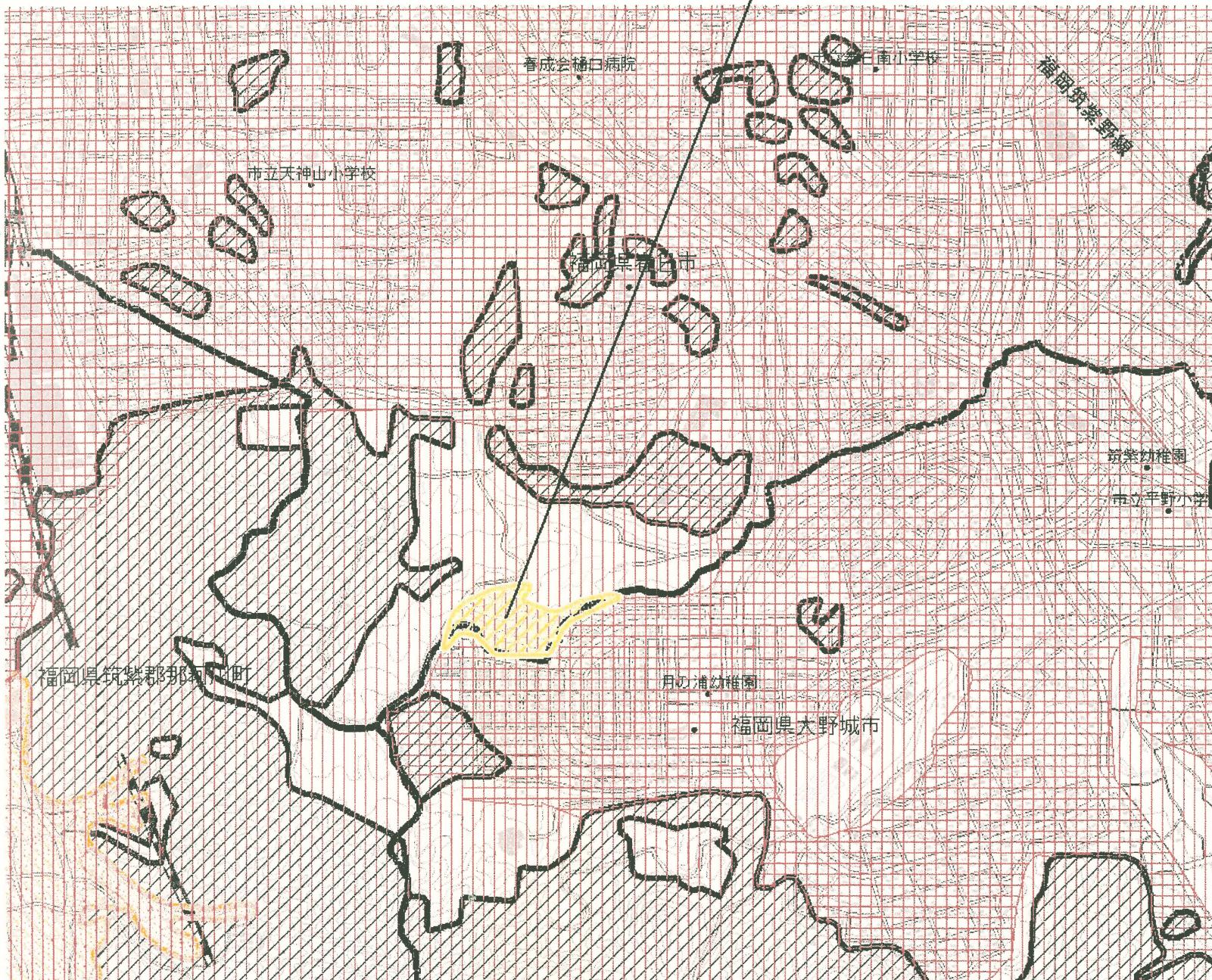


拡大(面)
縮小(面)
都市地域
市街化区域
市街化調整区域
その他の用途地域
農業地域
農用地区域
森林地域
国有林
地域森林計画対象民有林
保安林
自然公園地域
特別地域
特別保護地区
自然保全地域
原生自然環境保全地域
特別地区
行政区画
都道府県界
都市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
不明
空港
港湾
公共施設(建物)
公共施設(その他)
公共施設(国の機関)
公共施設(地方公共団体)
公共施設(厚生機関)
公共施設(学校)
公共施設(病院)
高速道路
一般国道
主要地方道
駅名
鉄道
建築物
鉄道(その他)
鉄道(トンネル内の鉄道)
道路(その他)
道路(トンネル内の道路)
水路線
等高線
海岸線
湖沼
福岡県行政界

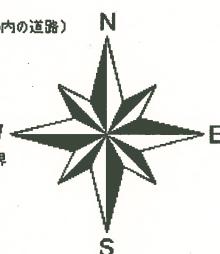


# 変更区域図 4

## 6 春日森林地域(縮) (7-2)

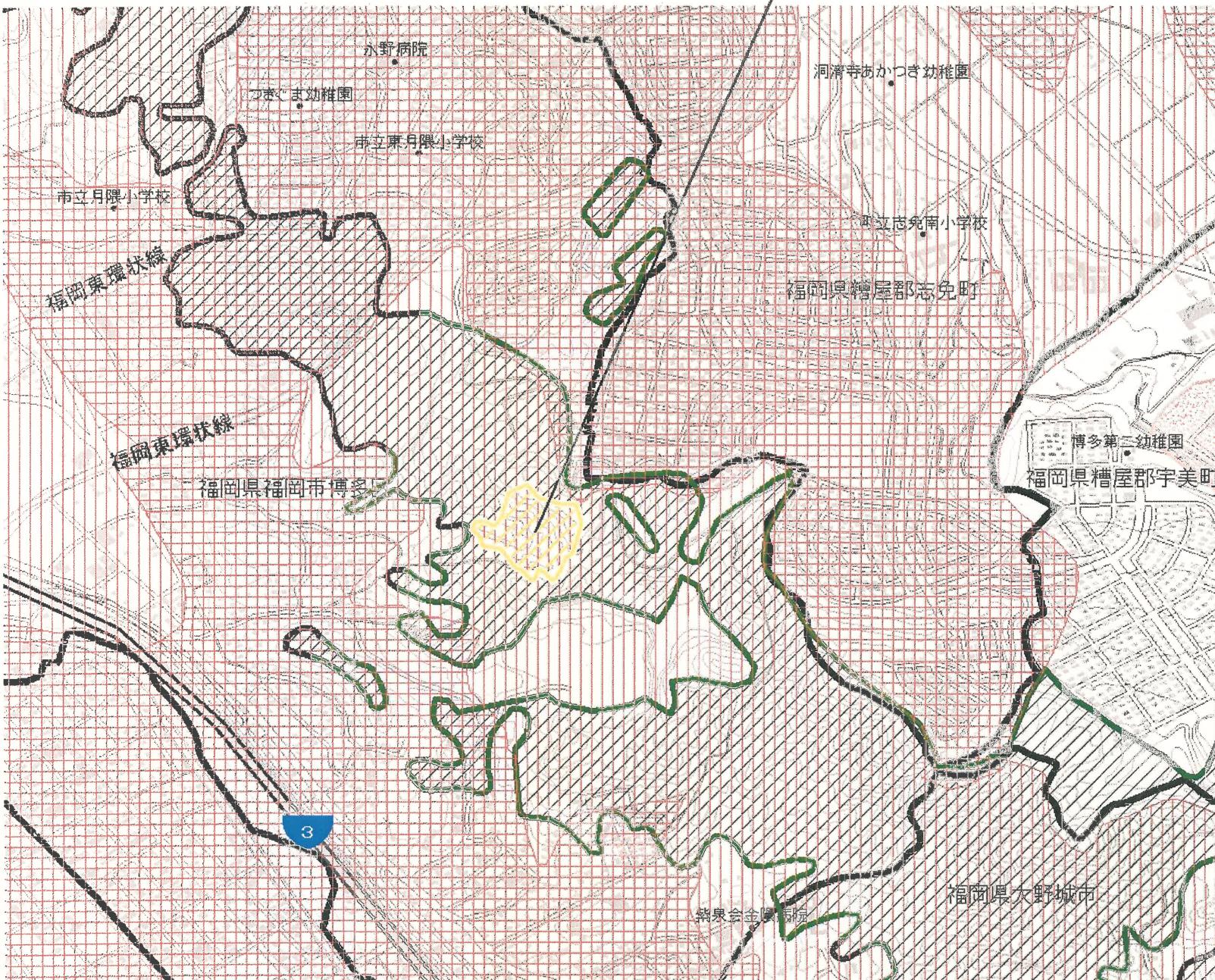


拡大(面)
縮小(面)
都市地域
市街化区域
市街化調整区域
その他の用途地域
農業地域
農用地区域
森林地域
国有林
地域森林計画対象民有林
保安林
自然公園地域
特別地域
特別保護地区
自然保全地域
原生自然環境保全地域
特別地区
行政区画
都道府県界
都市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
不明
空港
港湾
公共施設(建物)
公共施設(その他)
公共施設(国の機関)
公共施設(地方公共団体)
公共施設(厚生機関)
公共施設(学校)
公共施設(病院)
高速道路
一般国道
主要地方道
駅名
鉄道
建築物
鉄道(その他)
鉄道(トンネル内の鉄道)
道路(その他)
道路(トンネル内の道路)
水道線
等高線
海岸線
湖沼
福岡県行政界



# 変更区域図 5

## 7 福岡森林地域(縮) (7-1)

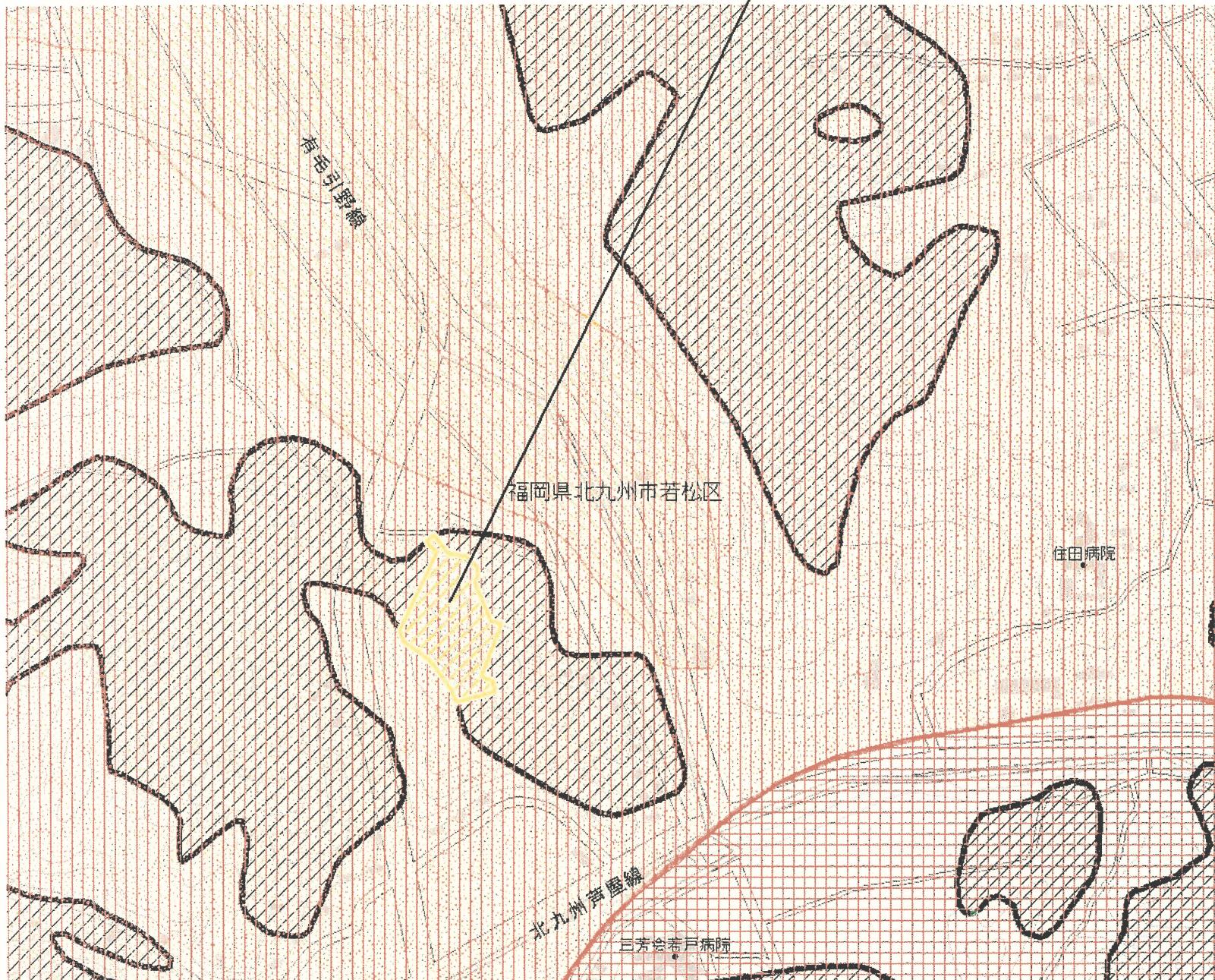


拡大面
縮小面
都市地域
市街化区域
市街化調整区域
その他の用途地域
農業地帯
農用地区域
森林地域
国有林
堆積森林計画対象民有林
保安林
自然公園地域
特別地域
特別保護地区
自然保全地域
原生自然環境保全地域
特別地区
行政区画
都道府県界
都市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
不明
空港
港湾
公共施設(建物)
公共施設(その他)
公共施設(国の機関)
公共施設(地方公共団体)
公共施設(厚生機関)
公共施設(学校)
公共施設(病院)
高速道路
一般国道
主要地方道
駅名
鉄道
建築物
鉄道(その他)
鉄道(トンネル内の鉄道)
道路(その他)
道路(トンネル内の道路)
水道線
等高線
海岸線
湖沼
福岡県行政界



# 変更区域図 6

## 8 北九州森林地域(縮) (7-6)



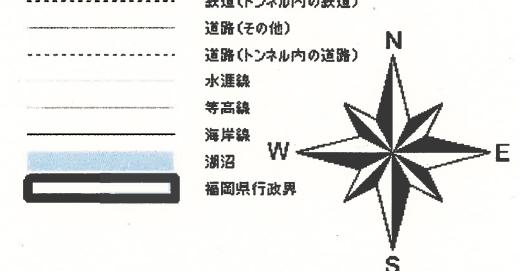
拡大(面)  
縮小(面)  
都市地域  
市街化区域  
市街化調整区域  
その他の用途地域  
農業地域  
農用地区域  
森林地域  
国有林  
地場森林計画対象民有林  
保安林  
自然公園地域  
特別地域  
特別保護地区  
自然保全地域  
原生自然環境保全地域  
特別地区  
行政区画  
都道府県界  
都市・東京都の区界  
町村・指定都市の区界  
不明

空港  
港湾  
公共施設(建物)  
公共施設(その他)  
公共施設(国の機関)  
公共施設(地方公共団体)  
公共施設(厚生機関)  
公共施設(学校)  
公共施設(病院)  
高道道路  
一般国道  
主要地方道  
駅名  
鉄道  
建築物  
鉄道(その他)  
鉄道(トンネル内の鉄道)  
道路(その他)  
道路(トンネル内の道路)  
水道線  
等高線  
海岸線  
湖沼

行政区域  
都道府県界  
都市・東京都の区界  
町村・指定都市の区界  
不明

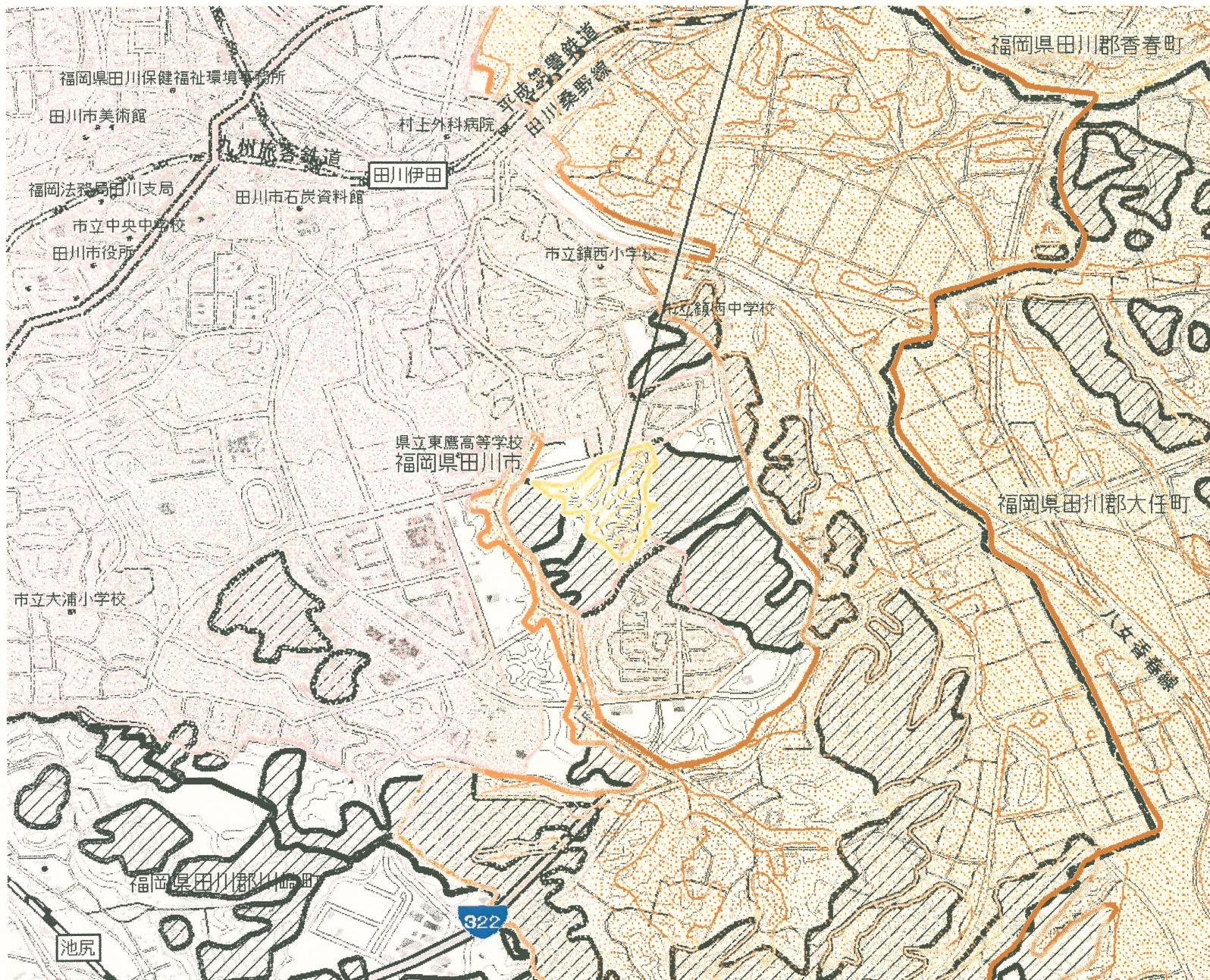
空港  
港湾  
公共施設(建物)  
公共施設(その他)  
公共施設(国の機関)  
公共施設(地方公共団体)  
公共施設(厚生機関)  
公共施設(学校)  
公共施設(病院)  
高道道路  
一般国道  
主要地方道  
駅名  
鉄道  
建築物  
鉄道(その他)  
鉄道(トンネル内の鉄道)  
道路(その他)  
道路(トンネル内の道路)  
水道線  
等高線  
海岸線  
湖沼

行政区域  
都道府県界  
都市・東京都の区界  
町村・指定都市の区界  
不明

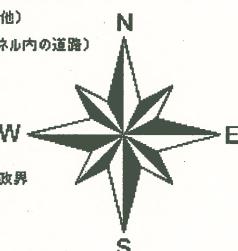


# 変更区域図 7

## 9 田川森林地域(縮) (7-5)

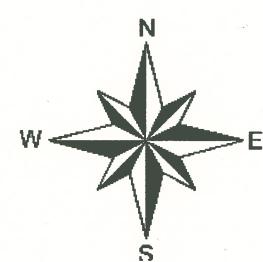
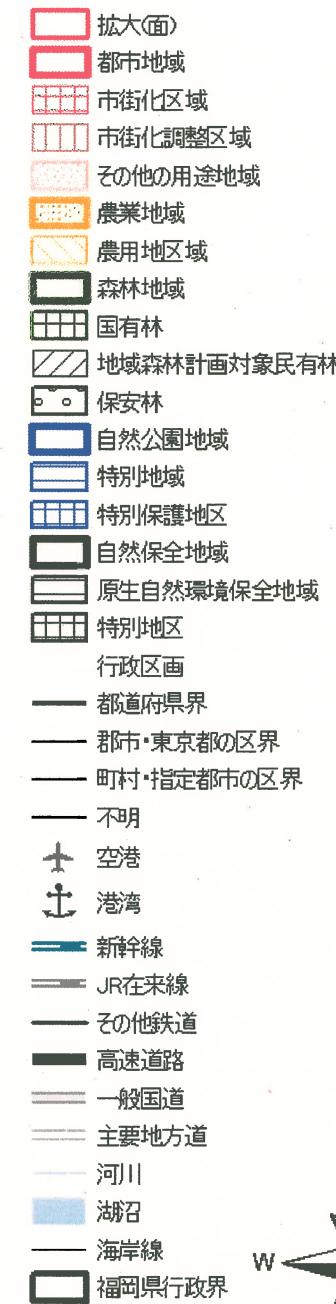


拡大(赤)
縮小(赤)
都市地帯
市街化区域
市街化調整区域
その他の用途地域
農業地帯
農用地区域
森林地域
国有林
地域森林計画対象民有林
保安林
自然公園地域
特別地域
特別保護地区
自然保全地域
原生自然環境保全地域
特別地区
行政区画
都道府県界
都市・東京都の区界
町村・指定都市の区界
不明
空港
港湾
公共施設(建物)
公共施設(その他)
公共施設(国の機関)
公共施設(地方公共団体)
公共施設(厚生機関)
公共施設(学校)
公共施設(病院)
高速道路
一般国道
主要地方道
駅名
鉄道
建築物
鉄道(その他)
鉄道(トンネル内の鉄道)
道路(その他)
道路(トンネル内の道路)
水涯線
等高線
海岸線
湖沼
福岡県行政界



## 变更位置図 1

### 1 宗像都市地域(拡) (7-2)



# 変更位置図

2

- 3 久山森林地域(縮) (7-2)
- 4 春日森林地域(縮) (7-2)
- 5 福岡森林地域(縮) (7-1)

- 6 北九州森林地域(縮) (7-6)
- 7 田川森林地域(縮) (7-5)



### 3 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	変更なし		

#### 【記載上の注意事項】

「計画書の項目」欄には、以下の項目を記載する。

- ① 土地利用の基本方向
  - ・国土利用の基本方向
  - ・土地利用の原則
- ② 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
  - ・土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
  - ・特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
- ③ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等

## 4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

### (1) 市町村(国土利用計画法第9条第11項関連)

市町村名	調整状況
全市町村	済

#### 【記載上の注意事項】

- 1) 「市町村名」欄の記載は、1(2)の「関係市町村名」欄の記載と整合性を図ること。全市町村に意見聴取を実施した(又は実施する予定)の場合には、「全市町村」と記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。

### (2) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況
福岡県国土利用計画審議会	予定

#### 【記載上の注意事項】

- 1) 「機関名」の欄には、機関名(例:○○県国土審議会)を記載する。
- 2) 「調整状況」の欄には、調整が終了した場合は「済み」と、それ以外の場合は「予定」と記載する。